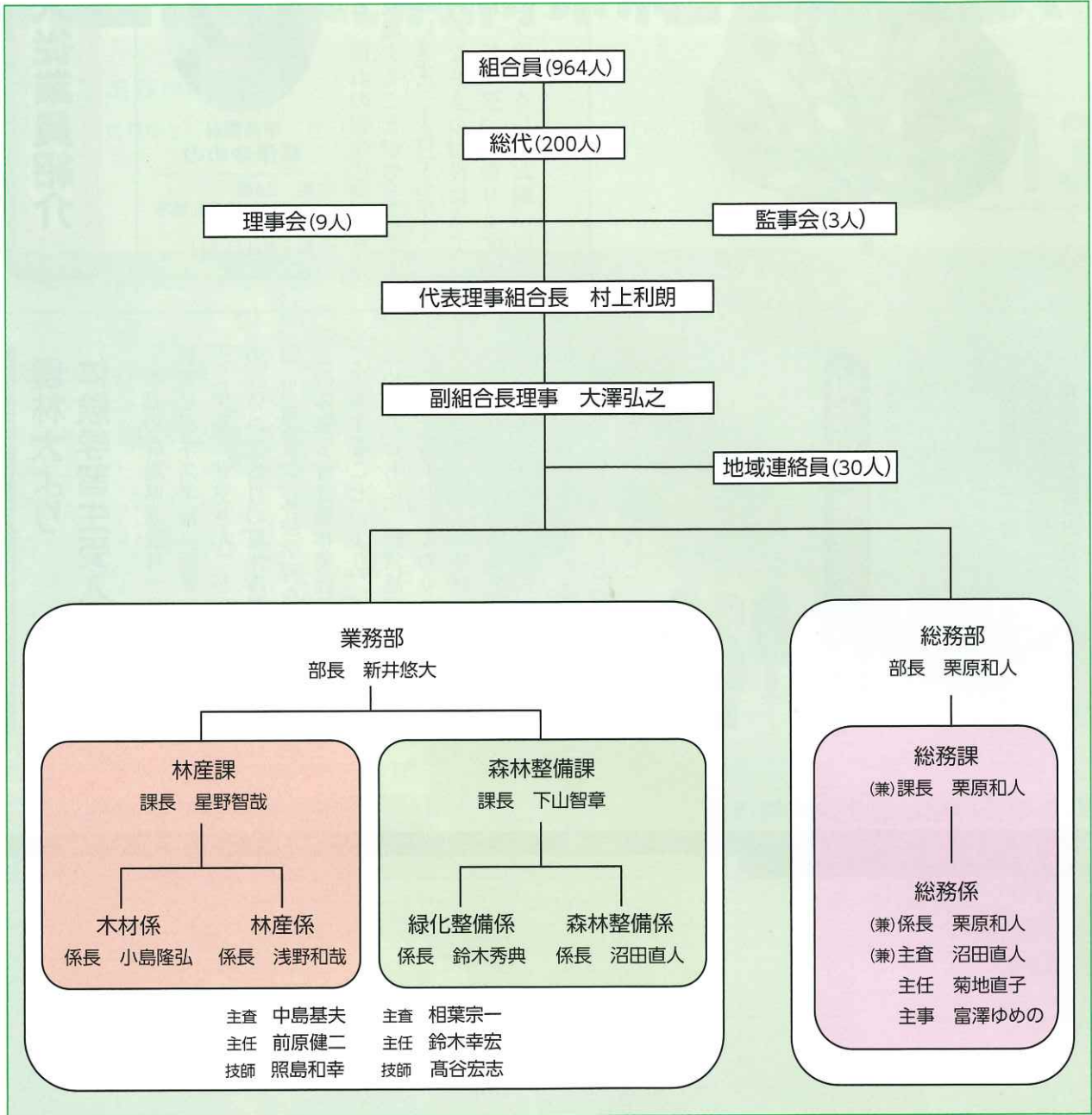


令和3年度 運営機構図及び役職員の配置状況



森林とともに80年

森林保険

台風や集中豪雨、火災など万が一の災害に備えることができます。

森林保険は、「森林保険法」(昭和12年法律第25号)等に基づき、森林所有者を被保険者として、森林についての火災、気象災、噴火災による損害を総合的に補償するものです。森林所有者が自ら災害に備える唯一のセーフティネットです。

〈保険金のお支払いの対象となる8つの災害〉

- 火災
- 風害
- 水害
- 雪害
- 干害
- 凍害
- 潮害
- 噴火災

お問い合わせは、桐生広域森林組合、または群馬県森林組合連合会へ

桐生広域森林組合：〒376-0011 桐生市相生町3丁目560-5
 TEL：0277-55-0077 FAX：0277-55-0071